



埼玉県報

第 2 5 7 4 号
平成 2 6 年 3 月 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [へき手当等に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [埼玉県社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則\(警務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示\(入札審査課\)](#)
- [埼玉県ホームページリニューアル及び運用業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [平成26年2月14日からの大雪災害に係る災害救助法の適用に関する告示\(消防防災課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [公益事業における争議行為の予告\(勤労者福祉課\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の換地処分公告\(市街地整備課\)](#)
- [無線警ら車16台の製造請負に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の供用の開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道野田岩槻線の供用の開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照實

埼玉県教育委員会規則第二号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表中	
秩父市大滝一九九九	秩父市立大滝小学校
秩父市大滝四〇五八	秩父市立大滝中学校
	同
	一級

を
秩父市大

滝四〇五八	秩父市立大滝中学校	一級
-------	-----------	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第二項第五号中「前四号」を「前各号」に改める。

第十四条第一項中「であつて学校職員と同居しているもの」を削り、同項第二号中「県教育委員会が定めるもの」を「次に掲げるもの（学校職員と同居している者に限る。）」に改め、同号に次のように加える。

- イ 父母の配偶者
- ロ 配偶者の父母の配偶者
- ハ 子の配偶者
- ニ 配偶者の子

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第八条の三第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県社会教育委員に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県社会教育委員に関する規則（昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第二条中「二十人」を「二十人以内」に改める。

第四条第一項中「会議」の下に「（以下「会議」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、教育長は、会議の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

第四条第二項中「定例会」を「会議は、定例会及び臨時会とし、定例会」に、「一月、五月及び九月に」を「年三回」に、「委員三分の一」を「委員の三分の一」に、「場合に」を「とき」に改め、同条に次の二項を加える。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（会議の公開）

第六条 会議は、公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（会議録）

第七条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席及び欠席した委員の氏名

三 議決事項

四 表決における賛否の数

五 議事の経過

六 その他必要な事項

2 会議録には、議長及び出席した委員のうちから議長が指名した二人の委員が署名するものとする。

第二条 埼玉県社会教育委員に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第三条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(委嘱)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、埼玉県教育委員会が委嘱する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験のある者

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 7 日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第 1 号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第17条中第 9 号及び第10号を削り、第11号を第 9 号とし、第12号を第10号とし、同条第13号中「防犯のまちづくり推進室」を「地域安全対策推進室」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第14号を第12号とし、第15号から第17号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第17条の 2 に次の 4 号を加える。

- (3) ストーカー行為等の取締り、防止等に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関すること。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関すること。

第29条に次の 1 号を加える。

- (6) 特殊詐欺捜査室に関すること。

第46条及び第50条第 1 号中「災害対策課」を「危機管理課」に改める。

第50条の 2 の見出しを「（危機管理課）」に改め、同条中「災害対策課」を「危機管理課」に改める。

第51条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第57条の 5 の見出しを「（地域安全対策推進室）」に改め、同条第 1 項中「防犯のまちづくり推進室」を「地域安全対策推進室」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「防犯のまちづくり推進室」を「地域安全対策推進室」に改め、同項第 1 号中「防犯対策」を「犯罪抑止対策」に改める。

第60条の3を第60条の4とし、第60条の2を第60条の3とし、第60条の次に次の1条を加える。

(特殊詐欺捜査室)

第60条の2 捜査第二課に、特殊詐欺捜査室を附置する。

2 特殊詐欺捜査室においては、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務をつかさどる。

第64条第2項を次のように改める。

2 外事特別捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 第47条第3号に掲げる犯罪その他警備犯罪で外国人及び外国人犯罪組織に関するものの取締りに関すること(国際テロリズム対策室の所掌に属するものを除く。)

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪の取締りに関すること。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合福祉センターTake

三 代表者の氏名

太田 元治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東大沢三丁目七番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、在宅福祉に関する事業を行い、障害者福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の子ネットワーク

三 代表者の氏名

関 昌美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市二ツ宮千百五十六番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、子育てをはじめとするいのちのケアを担うことについて、女性・男性の別なくすべての人々を対象に、自立や互いの尊重を学び、主体的に生きゆく意識を持ち、自らの意志のもとに行動する人となるための事業を行い、世代を越え、障害を越えた「互いを支え合う地域社会」のネットワークづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活工房つばさ・游

三 代表者の氏名

高橋 優子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町みどりが丘二丁目十五番二十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、小川町を愛する者達により、顔と顔の見える相互扶助の市民共生ネットワークの仕組みを作り、小川町の里地里山環境が生み出す豊かな地域資源を活かして「食」と「エネルギー」の自給モデルを築くことを目的とする。そして、それに必要な様々な社会的要素のあり方を、町づくり、人づくりの観点から研究提案し、運営する事業を行い、地域・日本社会に生きる人々全体の利益に寄与することとする。

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

埼玉県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成七年埼玉県告示第千七百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四人」を「六人以内」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県ホームページリニューアル及び運用業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年9月30日（月）まで。ただし、平成27年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県県民生活部広聴広報課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件業務で使用するデータセンターを自社で運用する者であって資本金が30億円以上のもの又は当該データセンターを出資比率が100パーセントの子会社で運用する者であって当該子会社の資本金が30億円以上のものであること。
- (6) 本件業務の入札説明会に参加し、説明を受けた者であること。
- (7) 入札説明書に示す書類を平成26年4月7日（月）午後5時までに次の場所に持参し、審査の結果、本件仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること。

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課ウェブ管理担当 電話048-830-2852（直通）

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課ウェブ管理担当 森田、岩倉 電話048-830-2852（直通） 電子メール a2840-30@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

なお、交付を希望する者は、入札説明書に附属する様式13の「誓約書」に記入・捺印し、当該誓約書を持参すること。

- (4) 入札説明会の開催

本件の説明会を以下の日程で開催する。本説明会への出席は、本件の入札参加資格の必須要件であるため、応札を予定している場合は必ず出席すること（事前に電子メールにより連絡すること。）。

なお、参加希望者が多い場合は、開催場所、開催回数又は開催時間を調整することがある。その場合は、事前に担当者から参加希望者に電話等により連絡をする。

ア 開催日時

平成26年3月19日（水）午前10時から午前11時30分まで

イ 開催場所

埼玉県庁本庁舎 1階県民生活部会議室

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3丁目15番1号

電話048-830-2852（直通）

ウ 参加要件

入札説明書による。

(5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月16日（水）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月15日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月15日（火）午後5時まで

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県県民生活部広聴広報課 平成26年4月16日（水）午前11時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年4月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、平成26年3月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Redesigning and Managing the Saitama Prefecture Internet Homepage

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., April 15, 2014

By the electronic bidding system: by 11:00 a.m., April 16, 2014

(3) Contact Information:

Public Relations Division, Department of Public Services,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2852

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

平成二十六年二月十四日からの大雪による災害に関し、同月十七日から秩父市、飯能市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び神川町の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
安達 晃一	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人財団明理会春日部中 央総合病院	春日部市緑町五―九―四	平成二十六年一月一日
岩波 将輝	視覚障害	眼科	国立障害者リハビリテーショ ンセンター病院	所沢市並木四―一	平成二十六年二月二十七日
蒲山 俊夫	視覚障害	眼科	医療法人社団恵寿会川口眼科	川口市飯塚二―二―十四	同
荒木 幸仁	聴覚障害、平衡機 能障害、音声・言 語機能障害、そし やく機能障害	耳鼻咽喉科、気管 食道科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
大木 幹文	聴覚障害、音声・言 語機能障害、そし やく機能障害	耳鼻咽喉科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
今井 孝行	肢体不自由	形成外科、整形外 科	医療法人社団優慈会佐々木病 院	深谷市西島町二―十六―一	同

岡田 浩一	じん臓機能障害	内科	埼玉医科大学病院	八	同
大島 直紀	じん臓機能障害	腎臓内科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
鈴木 孝明	心臓機能障害	小児心臓外科	埼玉医科大学国際医療センタ 	日高市山根千三百九十七―一	同
丸田 浩貴	肢体不自由	整形外科	国立障害者リハビリテーショ ンセンター病院	所沢市並木四―一	同
高島 志乃	肢体不自由	内科	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六百九	同
瀬原 吉英	肢体不自由	神経内科	埼玉医科大学国際医療センタ 	日高市山根千三百九十七―一	同
鈴木 謙介	肢体不自由	脳神経外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
近藤 宏治	肢体不自由	脳神経外科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
岡 秀宏	肢体不自由	脳神経外科	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同

上山 裕	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人社団富家会富家在宅 リハビリテーションセンター ニック	ふじみ野市亀久保千八百三十 九―四	同
鋤柄 稔	じん臓機能障害	外科	シヤローム鋤柄医院	東松山市松山千四百九十六	同
時田 心悟	呼吸器機能障害	呼吸器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
能美 夫彌子	呼吸器機能障害	内科・呼吸器内科	三郷中央総合病院	三郷市幸房七百五十四	同
清水 喜徳	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	社会医療法人財団石心会埼玉 石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
牧野 博司	ぼうこう又は直腸 機能障害	消化器外科	医療法人新井病院	久喜市久喜中央二―二―二十 八	同
宮原 光興	ぼうこう又は直腸 機能障害	外科	医療法人社団東光会戸田中央 総合病院	戸田市本町一―十九―三	同
清水 喜徳	小腸機能障害	外科	社会医療法人財団石心会埼玉 石心会病院	狭山市鶴ノ木一―三十三	同
中村 典明	肝臓機能障害	外科	医療法人秀和会秀和総合病院	春日部市谷原新田千二百	同

告 示

埼玉県告示第三百二十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
松村 茂夫	肢体不自由	医療法人瞭昌会松村医院	春日部市藤塚二千百七十一―六	平成二十一年五月三日
石塚 京子	肢体不自由	医療法人若葉会若葉病院	坂戸市戸宮六百九	平成二十五年四月一日
谷 雅秀	じん臓機能障害	埼玉クリニック	越谷市相模町三―二百十七―一	平成二十五年十一月六日
鷺谷 郁夫	肢体不自由	鷺谷外科医院	蓮田市上一―四―十九	平成二十五年十一月七日
須藤 利雄	じん臓機能障害	武蔵嵐山病院	比企郡嵐山町太郎丸百三十五	平成二十五年十二月二日
西村 正悟	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人社団富家会富家病院	ふじみ野市亀久保二千百九十七	平成二十五年十二月六日
八重樫 寛治	障害、肝臓機能障害	みくに中央クリニック	春日部市中央一―五十六―十八	同
安齋 雅夫	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	安齋医院	狭山市入間川三―三―五	平成二十五年十二月十二日
岡 一成	肢体不自由	埼玉県厚生連久喜総合病院	久喜市上早見四百十八―一	同
霜村 昌彦	じん臓機能障害	医療法人社団大成会武南病院	川口市東本郷二千二十六	同

宮崎 親男	肢体不自由	三郷中央総合病院	三郷市幸房七百四十五	平成二十五年十二月十四日
岸本 国也	免疫機能障害	医療法人福島会上武病院	本庄市小島五―六―一	平成二十五年十二月二十五日
秋田 雅史	心臓機能障害	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	平成二十五年十二月三十一日
石館 武夫	じん臓機能障害	北里大学メディカルセンター	北本市荒井六―百	同
相良 博典	呼吸器機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
反町 毅	肢体不自由	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
長尾 光修	呼吸器機能障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五十	同
坪中 信幸	肢体不自由	社会医療法人社団新都市医療研究会「関越」会関越病院	鶴ヶ島市脚折百四十五―一	同
村山 正昭	肢体不自由	医療法人ルカ会村山クリニック	朝霞市朝志ヶ丘一―七―七	同
鈴木 良夫	障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害	医療生協さいたま生活協同組合埼玉西協同病院	所沢市中富千八百六十五―一	平成二十六年一月二十日

菅野 義彦

じん臓機能障害

埼玉医科大学病院

入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八

平成二十六年一月二十三日

鈴木 剛

肝臓機能障害

埼玉県厚生連久喜総合病院

久喜市上早見四百十八―一

平成二十六年二月一日

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐輪場設置台数を上回る需要が見込まれる場合は、駐輪場を新たに確保する手段を講じること

・ 交通渋滞の緩和に努めること

・ 新規届出駐車場E-1は、「水辺のまちづくり館」の出入口としても利用されていることから、当館利用者に支障を及ぼさないよう手段を講じること

二 縦覧期間

平成二十六年三月七日から平成二十六年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告示

埼玉県告示第三百二十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、平成二十六年二月二十八日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
大幅な賃金引き上げ等の件
- 三 日時
平成二十六年三月十一日午前零時から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場
- 五 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

別表

労働組合名	執行委員長 等名	組合員が従事 する職場	所在地
埼玉県民主医療機 関労働組合生協本 部支部	保土田 毅	医療生協さい たま	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七
埼玉県民主医療機 関労働組合協同病 院支部	保土田 毅	埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百 十七

部 埼玉県民主医療機 関労働組合秩父支	部 埼玉県民主医療機 関労働組行田支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合熊谷支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合かすか へ支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合おおみ や支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合浦和支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合さいわ い支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合川口支	部 埼玉県民主医療機 関労働組合みぬま 支部	部 埼玉県民主医療機 関労働組合歯科診 療所支部
保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅	保土田 毅
秩父生協病院	所 行田協立診療	熊谷生協病院	所 かすかべ診療	所 おおみや診療	所 浦和民主診療	所 さいわい診療	川口診療所	介護老人保健 施設みぬま	所 生協歯科診療
一 埼玉県秩父市阿保町一十	埼玉県行田市本丸十八三	五十四 埼玉県熊谷市上之三千八百	十二 埼玉県春日部市谷原二四	千百十二 埼玉県さいたま市西区指扇	浦和五十七 埼玉県さいたま市浦和区北	二十 埼玉県川口市中青木四一	六 埼玉県川口市仲町一三十	四十七 埼玉県川口市木曾呂千三百	十七 埼玉県川口市木曾呂千三百

埼玉県民主医療機 関労働組合西協同 支部	保土田 毅	埼玉西協同病 院	埼玉県所沢市中富千八百六 十五
埼玉県民主医療機 関労働組合所沢診 療所支部	保土田 毅	所沢診療所	埼玉県所沢市宮本町二二 十三 二十四
埼玉県民主医療機 関労働組合さんと め支部	保土田 毅	老人保健施設 さんとめ	埼玉県所沢市中富千六百十 七
埼玉県民主医療機 関労働組合朝霞歯 科支部	保土田 毅	あさか虹の歯 科	埼玉県朝霞市浜崎七百二十 四 二
埼玉県民主医療機 関労働組合大井支 部	保土田 毅	大井協同診療 所	埼玉県ふじみ野市ふじみ野 一一 十五
合 南埼玉病院労働組	成田 一樹	南埼玉病院	二 埼玉県越谷市増森二百五十
合 共立医療会労働組	江原 啓子	北本共立診療 所 吹上共立診療 所 さくらおとな こども診療所	八 埼玉県北本市中丸五 六 埼玉県鴻巣市吹上富士見三 一 十九 埼玉県北本市北本団地一 二十七 百二

告示

埼玉県告示第三百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	台 光夫	埼玉県加須市戸川千二百三十六番地
同	塩原 隆夫	羽生市大字喜右エ門新田千五百四番地イ号
同	萩原 和夫	同 同 同 同
同	西田 高久	同 同 同 同
同	坂田 修一	同 北荻島七百十番地
同	荃 嘉司	同 同 二百六十番地二
同	金久保 喜一	同 同 中手子林六百四十五番地一
同	吉田 光孝	同 同 喜右エ門新田千五百六十六番地
同	爲ヶ井 豊晴	同 同 同 同 千五十一番地
同	小久保 雅一朗	同 同 同 同 三百八十五番地
同	駒澤 信克	同 同 北荻島百四十五番地
同	萩原 六郎	同 同 喜右エ門新田千四百七十番地
監事	北 照雄	同 同 北荻島七百九十番地
同	出井 昇一	同 同 同 同 今泉千二百七十五番地
同	須永 定行	同 同 同 同 喜右エ門新田千四百五十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂田 修一	埼玉県羽生市大字北荻島七百十番地
同	塩原 衛	同 同 喜右エ門新田三百七十三番地一
同	戸ヶ崎 清二	同 同 同 同 中手子林二千百五十九番地
同	塩原 隆夫	同 同 同 同 喜右エ門新田千五百四番地イ号
同	中田 時夫	同 同 同 同 二百六十七番地
同	駒澤 信克	同 同 同 同 北荻島百四十五番地
同	宇野木 啓	同 同 同 同 六百九十二番地
同	片山 晃	同 同 同 同 中手子林六百六十一番地一

告 示

埼玉県告示第三百三十一号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

辰井川

二 指定に係る河川区域の存する区間

谷塚調節池

左岸 草加市谷塚上町字大沼五百二十番一地先から同市谷塚上町字大沼五百

番五地先まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告 示

埼玉県告示第百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構本庄都市開発事務所長から本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年三月七日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

無線警ら車 16台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成27年3月23日(月)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 入札説明書に示す書類を平成26年4月14日(月)午後5時までに次の場所に持参し、審査の結果、納入しようとする物品について仕様書に示す各要求事項

に適合することを認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課車両係 電話048-832-0110 内線704-312

- (6) 納入しようとする物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2243 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月21日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月18日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年4月21日(月)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年4月21日(月)午前10時40分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年4月14日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年 3 月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radio installed police car .

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., April 21,2014 By mail;5:00p.m., April 18,2014 In person;10:30 a.m., April 21,2014

(3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>北足立郡伊奈町大字小室字別所三二六五番二地先から同郡同町大字小室字別所三一四八番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十七年一月七日付け埼玉県告示第三十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四九二・〇六メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小林 一 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蓮田鴻巣線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
先まで 大字小室字別所三〇四六番一 地	北足立郡伊奈町大字小室字中 島 二二一―番一―地先から同郡同 町	先まで 大字小室字別所四四〇九番一 地	区 間
七・三七〽三八・二二	一六・〇〇〽二九・五〇	五・三〇〽二三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	一一一九・四二	一七七七・五〇	延長 (メートル)
	一部は県道上尾環状線 として存置し、残区間 を伊奈町道として引き 継ぐ。		備 考

平成十七年一月七日付
け埼玉県告示第三十七
号で告示した区間の一
部変更である。旧 A の
一部は県道上尾環状線
として存置し、残区間
を伊奈町道として引き
継ぐ。

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

<p>野田岩槻線</p>	<p>路線名</p>
<p>春日部市大場字前一〇二一番六地先から 同市大場字前八七〇番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>イトル</p>	<p>備考 平成十年七月十七日付け埼玉県告示第九百五十三号における道路区域の供用開始である。延長三二九・一八メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年二月六日

指令川建セ第二二 一三三一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月五日

川建セ第二五 一四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字須江字峠平六二八番三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字石井二五九五番地二

有限会社兼岡工務店 代表取締役 兼岡勉

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年二月二十五日

指令越建セ第二五〇〇三六一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月三日

越建セ第五三五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字塘三千九百四十九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市上野西四丁目八番三十一―五〇五号

田中敬二 田中紗有里

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年二月十九日

指令越建セ第二五〇〇五八一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月三日

越建セ第五三六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島字前七百八十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目七番地三十一号

村上 拓也